

首長と国会議員の兼職について

～地域の実情を踏まえ、確実に地方の声を国政に反映させるための一つの方策～

【市長会議 資料】

平成24年7月20日

提案内容

- 1. 地方自治体の首長が、在職中に国会議員の候補者となる
ことができるよう、公職選挙法を改正する**
- 2. 地方自治体の首長と国会議員を兼職できるよう、国会法
及び地方自治法を改正する**

（ 提 案 の 理 由 ）

●地方自治体が、地域の課題を迅速・的確に解決し、また、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを自主的・自立的に行うためには、地域の実情を踏まえ、確実に地方の声を国政に反映させることにより、真の分権型社会にふさわしい制度等の構築を行うことが重要である。

●国と地方の代表が対等な立場で実施する「国と地方の協議の場」を更に充実したものとするに加えて、地域の実情を踏まえ、確実に地方の声を国政に反映させるためには、現職の地方自治体の首長が、自ら国会議員として国会での議決権等を持つことが、大変有効な1つの方策となる。

提案1

現職のまま立候補できる制度

◆ 首長が現職のまま国会議員に立候補できることとする。

提案2

首長と国会議員との兼職制度

◆ 地域の実情を踏まえ、確実に地方の声を国政に反映させるために、首長と国会議員を兼職できることとする。

- 立候補にあたっては、選挙運動中は職務代理者を立てるものとする。
- 当選した場合には、首長職を継続するか否かの選択を可能にする。

※首長と国会議員を兼職する場合、以下のような課題が考えられる

- 首長の職責を十分に果たすことができるのか。
- 国会や委員会での審議など国会議員の職責を十分に果たすことができるのか。

<課題への対応方法>

- 首長の職責を不在時でも果たすことができるよう、特例として、執行機関の権限等を強化することで対応が可能
- 国会や委員会の審議において、特例を設けるとともに、秘書やインターネット中継等の活用により、随時議論の把握に努めることなどで、適切な対応が可能

法律改正について

地方自治法 【首長と国会議員との兼職禁止】

第141条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

→ 廃止する。

国会法 【国会議員と公務員との兼職禁止】

第39条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。

→ 地方の首長の兼職は、別に法律を定める。

公職選挙法 【公務員の立候補制限】

第89条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員は、この限りでない。

1 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

2～5 (略)

→ 第1項に「地方公共団体の長」を追加する。

外国の事例

◆ 重複立候補【アメリカ合衆国大統領と州知事、上院・下院議員】

- アメリカでは、州知事、議員が職を辞することなく大統領選へ立候補することが可能である。
- ただし、州によっては、州法により、立候補にあたり議員を辞職しなければならない旨規定されている場合がある。（アリゾナ州など5州）

◆ 兼職【フランスの国民議会】

- フランスの国民議会においては、市町村長が議員を兼職している人数は、286名にのぼり、全体の49.6%を占めている。

国会議員の兼職の状況（2005年7月現在） 出典：山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権ジロンダンの復権』

国民議会議員	定数577名	割合(%)
州議会議員(うち議長)	71名(6名)	12.3%(1.0%)
県議会議員(うち議長)	139名(14名)	24.1%(2.4%)
市町村議会議員(うち市町村長)	379名(286名)	65.7%(49.6%)
兼職していない議員数	90名	15.6%

* 市町村議会議員とその他の公職（州議会議員等）を兼職している国会議員がいるため、割合の合計が100%を超えている。